高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第28号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．⑶㉘に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成24年８月31日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

企画割引「速旅　ぐるっと「北陸」　ドライブプラン」

⑴　割引をする自動車

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷①に定めるインターチェンジから⑷②に定めるインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②に定めるインターチェンジ相互間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。なお、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への申込がなされている場合に限る。また、⑷②に定めるインターチェンジ相互間を通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）。

⑵　割引を適用した後の料金の額

割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、下表に掲げる額とする。

	軽自動車等	普　通　車
速旅　ぐるっと「北陸」ドライブプラン	4,800円	6,000円

⑶　実施する期間

平成24年９月１日から平成24年11月30日まで。

⑷　適用インターチェンジ

①　発着エリア

中央自動車道西宮線の恵那インターチェンジから小牧ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び小牧インターチェンジから大垣インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第一東海自動車道の豊田ジャンクションから小牧インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東海北陸自動車道の一宮ジャンクションから美濃インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田東ジャンクションから豊田ジャンクションまでの間の各インターチェンジ並びに一般国道475号（東海環状自動車道）の豊田東ジャンクションから関広見インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。ただし、一般国道475号（東海環状自動車道）の大垣西インターチェンジから養老ジャンクションまでの間が供用した場合は、大垣西インターチェンジも対象インターチェンジとする。

②　周遊エリア

北陸自動車道の朝日インターチェンジから敦賀インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び東海北陸自動車道の白鳥インターチェンジから小矢部砺波ジャンクションまでの間の各インターチェンジ。

⑸　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

企画割引「速旅　秋の山梨　ＥＴＣ周遊プラン」

⑴　割引をする自動車

①　東京発着エリア（勝沼・河口湖エリア周遊）

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定めるインターチェンジから⑷②イに定めるインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定めるインターチェンジ相互間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ＥＴＣ車」という。なお、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への申込（以下「割引申込」という。）がなされている場合に限る。また、⑷②イに定めるインターチェンジ相互間を通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）。

②　東京発着エリア（山梨エリア周遊）

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定めるインターチェンジから⑷②ロに定めるインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定めるインターチェンジ相互間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。（割引申込がなされている場合に限る。また、⑷②ロに定めるインターチェンジ相互間を通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）

③　名古屋発着エリア

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷①ロに定めるインターチェンジから⑷②ロに定めるインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定めるインターチェンジ相互間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。（割引申込がなされている場合に限る。また、⑷②ロに定めるインターチェンジ相互間を通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）

⑵　割引を適用した後の料金の額

割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、下表に掲げる額とする。

	軽自動車等	普　通　車
東京発着エリア（勝沼・河口湖エリア周遊）	2,300円	2,900円
東京発着エリア（山梨エリア周遊）	3,100円	3,900円
名古屋発着エリア	5,500円	6,900円

⑶　実施する期間

平成24年９月７日から平成24年12月18日まで。

⑷　適用インターチェンジ

①　発着エリア

イ　東京発着エリア

中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから相模湖インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の高尾山インターチェンジ及び八王子西インターチェンジ。

ロ　名古屋発着エリア

中央自動車道西宮線の土岐ジャンクションから小牧ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び小牧インターチェンジから大垣インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第一東海自動車道の豊田ジャンクションから小牧インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東海北陸自動車道の一宮ジャンクションから美濃インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田東ジャンクションから豊田ジャンクションまでの間の各インターチェンジ並びに一般国道475号（東海環状自動車道）の豊田東ジャンクションから関広見インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。ただし、一般国道475号（東海環状自動車道）の大垣西インターチェンジから養老ジャンクションまでの間が供用した場合は、大垣西インターチェンジも対象インターチェンジとする。